

2010年秋季講演会 「あなたは人を裁けますか・・」 裁判員制度とその問題点

開催： 2010年11月28日（日） 14時～15時30分

場所： 東外大本郷サテライト

講師： 小出和子（41年卒 小出法律事務所スタッフ）



講演の要旨：

1. 裁判について

- ・ 裁判の本質： 法律に基づいて判断
- ・ 裁判の種類： 刑事裁判、民事裁判

2. 裁判員裁判とは

- ・ 対象事件： 刑事事件のみ（殺人、傷害等重大事件）
- ・ 裁判員裁判の構成： 裁判官3名 + 裁判員6名（原則として）

3. 諸外国の市民参加制度と日本の裁判員制度の比較

| | 対象事件 | 有罪・無罪の判断 | 評決方法 | 刑の種類と重さ（量刑の決定） |
|----------------------|------|---------------------|--------------------------|--|
| アメリカの陪審制度 | 否認事件 | 陪審員12名だけで判断 | 全員一致 (一致しない場合は裁判官に戻す) | 職業裁判官だけで判断 (陪審員は有罪・無罪の判断のみで量刑決定に関与せず) |
| フランスの現行参審制度（1958年制定） | 重大事件 | 職業裁判官3名+参審員9名が一緒に判断 | 有罪とするには8名以上の賛成が必要 | 職業裁判官3名+参審員9名が一緒に判断 |
| フランスの旧参審制度（1941年制定） | 重大事件 | 職業裁判官3名と参審員6名が一緒に判断 | 単純多数決 | 職業裁判官3名+参審員6名が一緒に判断 |
| 日本の裁判員制度 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |

（日本の裁判員制度はフランスの古い参審制度を踏襲するかたちになっている。）

4. 裁判員の選出・任命の実際

- ・ 選挙人名簿から無作為で抽出（当たる確率：地域差あるが、200人に1人程度）
 - 抽出された者に質問票を送付、辞退事由がなければ呼出状で召集される
 - 選任手続（面接）を経て、抽選で6名の裁判員と補充員2～5名が選任される
- ・ 裁判員候補者の義務（裁判員の参加する刑事事件に関する法律）
 - (1) 質問票に正確に記述する義務（後でうそと分かった場合は50万円以下の罰金）
 - (2) 質問に答える義務（候補者として出頭して黙っていると30万円以下の過料）

- (3) 質問に正直に答える義務 (うそをつくと 30 万円以下の過料)
- (4) 出頭義務 (呼びだしが来ても行かないと 10 万円以下の過料)
- ・ 裁判員となった人の義務
 - (1) 3 日以上の審理立ち合い、
 - (2) 終生の守秘義務 (洩らした場合の罰則 : 6 カ月以下の懲役、又は 50 万円以下の罰金)
- ・ 法律・政令で定められた辞退事由
 - (1) 年齢が 70 歳以上
 - (2) 地方公共団体の議会の議員 (会期中に限る)
 - (3) 常時通学を要する過程に在学する学生、生徒
 - (4) 一定期間内に裁判員や検察審査員などの職務に従事した人、裁判員候補者として裁判所に来た人
 - (5) やむを得ない事由で裁判員の職務を行うことが困難な人
 - ・ 重い疾病や障害により裁判所に行けない人
 - ・ 同居の親族を介護・養育する必要がある人
 - ・ 重要な用務を自分で処理しないと著しい損害が生ずるおそれがある人
 - ・ 親族の結婚式出席など社会生活上の重要な用務がある人
 - ・ 妊娠中又は出産の日から 8 週間を経過していない人
 - ・ 妻・娘が出産する場合の入退院の付き添い、出産への立ち合いをする人
 - ・ 住所・居所が遠隔地にあり、裁判所に行くことが困難な人
 - ・ その他裁判人の職務を行うこと等により、本人又は第三者が身体上、精神上、又は経済上の重大な不利益が生ずる

4. 裁判員制度の問題点

1) 国民の負担

- ・ 個人の生活や思想への負担
 - 仕事や用務が犠牲になる、辞退の自由がない、思想・信条との関係
- ・ 市民が市民を裁くことの負担
 - 重大事件が対象 (冤罪が増す危険性)
 - 被告人が事実を認める事件が殆ど (裁判員が有罪無罪を決める必要性が少ない)
 - 同じ市民に重い刑を科すこと (死刑等の量刑を科す負担)
- ・ 裁判後も生涯続く負担
 - 守秘義務 (米国の陪審制度では判決後の守秘義務なし)
 - 刑の執行にかかるわったという心理的負担
 - 「お礼参り」をされることへの怖れ

2) 「市民参加」をうたった司法改革のお飾り的制度では?

職業裁判官（法律専門家）と裁判員（法律の素人のみ）の間の大きな格差

情報面での格差（公判前整理手続きでシナリオが作られる危険）

評議・評決にかかる問題（単純多数決による評決、意見を述べる義務）

まとめ：

裁判員制度では「市民参加」と称して裁判員になることが国民に義務付けられており、裁判員法では罰則まで定められている。しかし、憲法が国民の義務としているのは、納税、教育を受けさせる、勤労など、権利と一体化した義務だけ。「裁判員となる」義務は憲法にはない。裁判員制度は憲法違反ではないか、との指摘もある。

また、被告には裁判員裁判を拒むことができない、公判前整理手続きで論点整理され、公判も迅速審理で被告の防御権が侵され、憲法37条の「公平な裁判所の裁判を受ける権利」が侵害されるなど、被告の権利からの指摘もある。

裁判員制度は司法改革の名のもとに、国民は何も関与することなく性急に導入されたもので、問題を多く抱えた制度と言わざるをえない。裁判員制度について、憲法論の論点から検討することも、違憲論・合憲論の違いをこえて必要であり、国民が参加する制度ゆえに、自分たちの問題として、自分たちで考え、良い制度にしてゆくことが不可欠と思う。

以上